



山形県公報

平成21年10月20日(火)

号 外 (35)

目 次

条 例

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例..... (子育て支援課) ... 4
 山形県副知事定数条例の一部を改正する条例..... (人 事 課) ... 同
 山形県手数料条例の一部を改正する条例..... (財 政 課) ... 同
 山形県県税条例の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 10
 山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会条例..... (総合防災課) ... 11
 山形県地球温暖化対策等推進基金条例..... (環境企画課) ... 12
 山形県医療施設耐震化臨時特例基金条例..... (健康福祉企画課) ... 同
 山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例..... (長寿社会課) ... 13
 山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例..... (同) ... 14
 山形県高等学校等修学支援基金条例..... (教 育 庁) ... 同

この号で公布された条例のあらまし

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例 (県条例第62号) (子育て支援課)

山形県安心こども基金の設置期間を平成27年3月31日まで延長することとした。

山形県副知事定数条例の一部を改正する条例 (県条例第63号) (人事課)

副知事の定数を1人とする事とした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第64号) (財政課)

1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。(第2条第1項第139号の3の2、第349号～第351号、第352号～第355号、第432号の2、第434号の2及び第440号の2～第440号の5関係)

- (1) 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査
- (2) 建築基準法の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査等
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく認知機能に関する検査等

2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。(第2条第1項第349号～第351号、第352号～第354号の2、第384号の2、第384号の3、第387号、第432号、第434号及び第438号～第440号関係)

- (1) 建築確認申請等手数料、全体計画の認定を受けた建築物の確認申請等手数料、建築設備確認申請等手数料、工作物確認申請等手数料、中間検査を受けない建築物の完了検査申請等手数料、中間検査を受けた建築物の完了検査申請等手数料、建築設備完了検査申請等手数料、工作物完了検査申請等手数料、建築物中間検査申請等手数料、全体計画認定申請手数料及び全体計画変更認定申請手数料
- (2) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録手数料
- (3) 銃砲刀剣類所持許可申請手数料、猟銃操作等技能検定手数料、猟銃等所持許可更新申請手

数料、射撃教習資格認定申請手数料及び射撃練習資格認定申請手数料

- 3 この条例は、平成21年11月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。
 - (1) 1の(3)及び2の(3)の改正 平成21年12月4日
 - (2) 1の(1)の改正 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
山形県県税条例の一部を改正する条例（県条例第65号）（税政課）
- 1 農地保有合理化法人が取得する土地に係る不動産取得税の納税義務の免除措置について、対象に農業経営基盤強化促進法に規定する農地利用集積円滑化団体が取得する土地を追加することとした。（第80条の6、第80条の7及び附則第14条の6関係）
- 2 平成22年3月31日までの間に取得された新築の認定長期優良住宅について、当該住宅の価格から1戸につき1,300万円を控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第13条の9関係）
- 3 この条例は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日から施行することとした。ただし、2の改正は、公布の日から施行することとした。
山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会条例（県条例第66号）（総合防災課）
- 1 消防法第35条の8第1項に規定する協議会として、山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会（以下「協議会」という。）を置くこととした。（第1条関係）
- 2 協議会は、委員15人以内で組織し、委員の任期は、消防法第35条の8第2項第4号に掲げる者のうちから任命された委員を除き、2年とすることとした。（第2条関係）
- 3 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。（第5条関係）
- 4 この条例は、平成21年10月30日から施行することとした。
山形県地球温暖化対策等推進基金条例（県条例第67号）（環境企画課）
- 1 地球温暖化対策等の推進に資する事業を実施するため、山形県地球温暖化対策等推進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）
- 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）
- 6 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）
山形県医療施設耐震化臨時特例基金条例（県条例第68号）（健康福祉企画課）
- 1 災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院その他の医療施設の耐震性の向上に資する事業を実施するため、山形県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）
- 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）

山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（県条例第69号）（長寿社会課）

- 1 介護老人福祉施設等の介護の基盤の整備等の促進に関する事業を実施するため、山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）
- 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）
- 6 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（県条例第70号）（長寿社会課）

- 1 介護職員の処遇の改善及び介護老人福祉施設等の開設の円滑化に資する事業を実施するため、山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）
- 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）
- 6 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

山形県高等学校等修学支援基金条例（県条例第71号）（教育庁）

- 1 経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒の教育の機会の確保に資する事業を実施するため、山形県高等学校等修学支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）
- 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）
- 6 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

条 例

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第62号

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山形県安心こども基金条例（平成21年2月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県副知事定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第63号

山形県副知事定数条例の一部を改正する条例

山形県副知事定数条例（平成17年10月県条例第90号）の一部を次のように改正する。

本則中「2人」を「1人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第64号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第139号の3の次に次の1号を加える。

(139)の3の2 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第24条第1項第2号（240,000円）

号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理 請手数料

業の許可の申請に対する審査

第2条第1項第349号中「）の確認の申請」を「以下この号において同じ。）の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知」に、「建築確認申請手数料」を「建築確認申請等手数料」に改め、同号の表中

5,000円	8,000円
9,000円	14,000円
14,000円	21,000円

19,000円
34,000円
48,000円
140,000円
240,000円
460,000円

を

27,000円
49,000円
68,000円
204,000円
328,000円
623,000円

に改め、同表の備考第1項口及び二中「確

認」を「確認済証の交付」に改め、同備考第2項中「場合に」を「場合又は通知に係る建築物の計画が同法第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものである場合に」に改め、同条第1項第349号の2中「の申請」を「の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の通知」に、「全体計画の認定を受けた建築物の確認申請手数料」を「全体計画の認定を受

けた建築物の確認申請等手数料」に改め、同号の表中

2,500円
4,500円
7,000円
9,500円
17,000円
24,000円
70,000円
120,000円
230,000円

を

4,000円
7,000円
10,500円
13,500円
24,500円

に改め、同表の備考第1項第2号及び第4号中「確認」を「確認済証の

34,000円
102,000円
164,000円
311,500円

交付」に改め、同備考第2項中「場合に」を「場合又は通知に係る建築物の計画が同法第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものである場合に」に改め、同条第1項第350号中「の申請」を「の申請又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知」に、「建築設備確認申請手数料」を「建築設備確認申請等手数料」に、「確認を」を「確認済証の交付を」に、「5,000円」を「6,000円」に、「電動ダムウェーター」を「小荷物専用昇降機」に、「3,000円」を「4,000円」に、「9,000円」を「10,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同項第351号中「の申請」を「の申請又は同法第88条第1項及び第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知」に、「工作物確認申請手数料」を「工作物確認申請等手数料」に、「確認を」を「確認済証の交付を」に、「変更」を「計画の変更」に、「4,000円」を「5,000円」に、「8,000円」を「9,000円」に改め、同項第352号中「の申請」を「の申請又は同法第18条第18項の規定による中間検査を受けない建築物に係る同条第14項の規定に基づく工事の完了の通知」に、「中間検査を受けない建築物の完了検査申請手数料」を「中間検査を受けない建築物の完了検査申請等手数料」に改め、同号の表中

10,000円
12,000円
16,000円
22,000円
36,000円
50,000円
120,000円
190,000円
380,000円

を

14,000円
17,000円
23,000円
30,000円
52,000円
72,000円
175,000円
284,000円
563,000円

に改め、同項第352号の2中「の申請」を

「の申請又は同法第18条第18項の規定による中間検査を受けた建築物に係る同条第14項の規定に基づく工事の完了の通知」に、「中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料」を「中間検査を受

けた建築物の完了検査申請等手数料」に改め、同号の表中

9,000円
11,000円
15,000円
21,000円
35,000円
47,000円
110,000円
180,000円
370,000円

を

12,000円
15,000円
21,000円
29,000円
49,000円
65,000円
165,000円
270,000円
549,000円

に改め、同項第353号中「の申請」を「の申請又は同法第87条の2にお

いて準用する同法第18条第14項の規定に基づく建築設備の工事の完了の通知」に、「建築設備完了検査申請手数料」を「建築設備完了検査申請等手数料」に、「13,000円（電動ダムウェーター）」を「15,000円（小荷物専用昇降機）」に、「8,000円」を「9,000円」に改め、同項第354号中「の申請」を「の申請又は同法第88条第1項及び第2項において準用する同法第18条第14項の規定に基づく工作物の工事の完了の通知」に、「工作物完了検査申請手数料」を「工作物完了検査申請等手数料」に、「9,000円」を「10,000円」に改め、同項第354号の2中「の申請」を「の申請又は同法第18条第17項の規定に基づく建築物の特定工程工事の終了の通知」に、「建築物中間検査申請手数

料」を「建築物中間検査申請等手数料」に改め、同号の表中

9,000円
11,000円
15,000円
20,000円
33,000円
45,000円
100,000円
160,000円
330,000円

を

12,000円
14,000円
22,000円
29,000円
51,000円
68,000円
160,000円
259,000円
530,000円

に改め、同項第355号中「（同法87条の2）」を「及び第18条第22項第1

号（これらの規定を同法第87条の2）」に改め、同項第355号の2を削り、同項第384号の2の表及び

5,000円
9,000円
14,000円

8,000円
14,000円
21,000円

第384号の3の表中

19,000円
34,000円
48,000円
140,000円
240,000円
460,000円

を

27,000円
49,000円
68,000円
204,000円
328,000円
623,000円

に改め、同項第387号中

「15,000円」を「17,000円」に、「10,000円」を「12,000円」に改め、同項第432号の表イの項金額の欄中「5,400円」を「6,800円」に、「3,100円」を「4,300円」に改め、同表口の項金額の欄中「9,000円」を「10,500円」に、「5,300円」を「6,700円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(432)の2 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第 銃砲刀剣類の所持に係 650円
 1項（同法第7条の3第3項において準用する 認知機能検査手数料
 場合を含む。）の規定に基づく認知機能に關す
 る検査

第2条第1項第434号中「21,000円」を「22,000円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(434)の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第 猟銃操作等技能講習手 12,300円
 1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能 数料
 に関する講習

第2条第1項第438号の表イの項金額の欄中「5,800円」を「7,200円」に、「3,500円」を「4,800円」に改め、同表口の項金額の欄中「5,400円」を「6,800円」に、「3,100円」を「4,400円」に改め、同条第1項第439号及び第440号中「7,900円」を「8,900円」に改め、同号の次に次の4号を加える。

(440)の2 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第 年少射撃資格認定申請 9,600円（当該申請
 1項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請 手数料
 に対する審査
 を行う者が同時に
 他の銃砲刀剣類所
 持等取締法第9条
 の13第1項の規定
 に基づく年少射撃
 資格の認定の申請
 を行う場合におけ
 る当該他の同項の
 規定に基づく年少
 射撃資格の認定の
 申請に係る審査に
 あっては、5,900
 円）

(440)の3 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第 年少射撃資格認定証書 1,800円
 3項において準用する同法第7条第2項の規定 換え手数料
 に基づく年少射撃資格認定証の書換え

(440)の4 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第 年少射撃資格認定証再 1,900円

3項において準用する同法第7条第2項の規定 交付手数料
に基づく年少射撃資格認定証の再交付

(440)の5 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第 年少射撃資格講習手数料 9,700円
1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のため 料
の講習会の開催

別表中「猟銃等講習手数料、猟銃操作等技能検定手数料」を「銃砲刀剣類の所持に係る認知機能検査手数料、猟銃等講習手数料、猟銃操作等技能検定手数料、猟銃操作等技能講習手数料」に、「古物営業許可申請手数料」を「年少射撃資格認定申請手数料、年少射撃資格認定証書換え手数料、年少射撃資格認定証再交付手数料、年少射撃資格講習手数料、古物営業許可申請手数料」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1項第432号の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定、同項第434号の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定、同項第438号から第440号までの改正規定、同号の次に4号を加える改正規定及び別表の改正規定 平成21年12月4日
 - (2) 第2条第1項第139号の3の次に1号を加える改正規定及び次項の規定 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号。以下「改正法」という。）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 2 前項第2号に定める日から改正法の施行の日の前日までの間における改正後の第2条第1項第139号の3の2の規定の適用については、同号中「土壤汚染対策法」とあるのは、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）の規定による改正後の土壤汚染対策法」とする。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第65号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第80条の6の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第1項中「第4条第2項に規定する農地保有合理化法人が同項第1号」を「第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第4条第2項第1号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「同項」を「前項」に改める。

第80条の7第2項中「農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する」を削り、「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改め、同条第3項中「前項の農地保有合理化法人が同項」を「農地保有合理化法人等が前項」に、「農地保有合理化法人）」を「農地保有合理化法人等）」に改める。

第80条の9第1項中「第2条第7項」を「第2条第3項」に改める。

附則第13条の8の次に次の1条を加える。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第13条の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成22年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新

築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

附則第14条の4第4項中「附則第11条第2項」を「附則第11条第2項若しくは第22項」に改める。

附則第14条の6中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成21年度」に、「平成元年4月1日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日」に改める。

附則第15条第1項中「第16項第2号又は第18項」を「第17項第2号、第19項又は第22項第1号若しくは第5号」に、「第70条の4第24項若しくは第25項」を「第70条の4第29項若しくは第30項」に、「徴収金に係る」を「徴収金の」に改め、同条第4項中「又は第18項」とあるのは「」を「第17項第2号、第19項又は第22項第1号若しくは第5号」とあるのは「第16項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日から施行する。ただし、附則第13条の8の次に1条を加える改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の改正前の第80条の6第1項及び第2項、第80条の7第2項及び第3項並びに附則第14条の6に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第13条の9の規定は、平成21年6月4日以後の同条に規定する住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

4 改正後の附則第15条の規定は、この条例の施行の日以後の同条第1項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の改正前の附則第15条第1項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会条例をここに公布する。

平成21年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第66号

山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会条例

（設置）

第1条 消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項に規定する協議会として、山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員）

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員の任期は、消防法第35条の8第2項第4号に掲げる者のうちから任命された委員を除き、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（会長）

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第5条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成21年10月30日から施行する。

山形県地球温暖化対策等推進基金条例をここに公布する。

平成21年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第67号

山形県地球温暖化対策等推進基金条例

（設置）

第1条 地球温暖化対策等の推進に資する事業を実施するため、山形県地球温暖化対策等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

山形県医療施設耐震化臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第68号

山形県医療施設耐震化臨時特例基金条例

(設置)

第1条 災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院その他の医療施設の耐震性の向上に資する事業を実施するため、山形県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第69号

山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

(設置)

第1条 介護老人福祉施設等の介護の基盤の整備等の促進に関する事業を実施するため、山形県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することが

できる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第70号

山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

（設置）

第1条 介護職員の処遇の改善及び介護老人福祉施設等の開設の円滑化に資する事業を実施するため、山形県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

山形県高等学校等修学支援基金条例をここに公布する。

平成21年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第71号

山形県高等学校等修学支援基金条例

（設置）

第1条 経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒の教育の機会の確保に資する事業を実施するため、山形県高等学校等修学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなけ

ればならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

平成21年10月20日印刷
平成21年10月20日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056